

社会保障審議会障害者部会精神障害分会の設置について

1 設置根拠

社会保障審議会障害者部会運営規則（平成13年12月19日社会保障審議会障害者部会決定）

（分会の設置）

第1条 社会保障審議会障害者部会（以下「部会」という。）に、次の各号に掲げる分会を置く。

- 一 身体障害・知的障害分会
- 二 精神障害分会

2～3 （略）

2 検討経緯

第1回 平成14年1月28日

精神保健、医療、福祉の現状と検討課題について

第2回 平成14年2月25日

精神保健、医療、福祉施策の課題について（検討項目の整理）

第3回 平成14年3月28日

精神保健、医療、福祉施策の課題について（在宅福祉サービスと社会復帰施設のあり方を中心に検討）

第4回 平成14年5月10日

精神保健、医療、福祉施策の課題について（委員の意見発表）

第5回 平成14年6月7日

精神保健、医療、福祉施策の課題について（委員の意見発表）

関係団体の意見聴取（日本精神保健福祉士協会、日本作業療法士協会）

第6回 平成14年7月10日

精神保健、医療、福祉施策の課題について（精神医療の情報提供、こころの健康対策を中心に検討）

第7回 平成14年8月23日

報告書骨子案について

第8回 平成14年9月20日

報告書骨子案について

第9回 平成14年10月8日

報告書骨子案について

関係団体の意見聴取（日本精神科診療所協会）

第10回 平成14年11月1日

報告書案について

第11回 平成14年12月9日

報告書案について

社会保障審議会障害者部会精神障害分会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(平成14年10月3日)

氏名	役職
有田佳秀	有田佳秀法律事務所所長
池原毅和	(財)全国精神障害者家族会連合会常務理事
猪俣好正	(社)全国自治体病院協議会精神科特別部会部会長
岡谷恵子	(社)日本看護協会専務理事
恩田隆嗣	鶴岡市健康福祉部長
北川定謙	埼玉県立大学学長
京極高宣	日本社会事業大学学長
齋藤慶子	戸田病院臨床心理士
新保祐元	(福)全国精神障害者社会復帰施設協会副会長
末安民生	(社)日本精神科看護技術協会常任理事
関宏之	大阪市職業リハビリテーションセンター所長
高橋清久	国立精神・神経センター総長
津久江一郎	(社)日本精神科病院協会副会長
西島英利	(社)日本医師会常任理事
広田和子	精神医療サバイバー
宮村統雄	滋賀県健康福祉部長

社会保障審議会障害者部会精神障害分会報告書
「今後の精神保健福祉施策について」の概要

基本的な考え方

入院医療主体から、地域保健・医療・福祉を中心としたあり方への転換

↓
施策の視点

- ① 精神疾患、精神障害者に対する正しい理解の促進を図ること
- ② 「受入れ条件が整えば退院可能」な約7万2千人の精神病床入院患者の退院・社会復帰を図ること。また、これに伴い、入院患者の減少、ひいては精神病床数の減少を見込むこと
- ③ 当事者が主体的に選択できるよう、多様なサービスの充実を図ること
- ④ 良質な精神保健医療福祉サービスの提供とアクセスの改善を図ること
- ⑤ 精神保健医療福祉施策にとどまらず、他の社会保障施策との連携を進めるとともに、国、都道府県、市町村、関係機関、地域住民などの多様な主体が総合的に取り組むこと
- ⑥ さまざまな心の健康問題の予防と早期対応を図ること
- ⑦ 客観的指標に基づく施策の進捗状況の評価と、施策推進過程の透明性の確保を図ること

具体的な施策

- 1) 精神障害者の地域生活の支援
 - ① 在宅福祉サービスの充実
ホームヘルプ等の居宅生活支援事業（市町村単位で実施）の充実。
 - ② 地域における住まいの確保
グループホームの確保。
 - ③ 地域医療の確保
検討会を設置し、精神医療における地域医療の考え方、精神科プライマリケアの普及、精神病床の基準病床数算定式等について検討。
 - ④ 精神科救急システムの確立
さまざまな精神科救急ニーズに対応できるよう、地域の実情に応じた精神科救急システムの整備を推進。
「精神科救急医療システム整備事業」の拡充のため、精神科初期救急医療施設（輪番制）の整備に着手。
 - ⑤ 地域保健及び多様な相談体制の確保
精神保健福祉センター、保健所の活動の充実。
当事者による相談活動（ピアサポート）の支援。
 - ⑥ 就労支援
授産施設等における活動から一般就労への移行を促進。
- 2) 社会復帰施設の充実
生活訓練施設、福祉ホーム、通所授産施設等の精神障害者社会復帰施設の充実。
- 3) 適切な精神医療の確保
 - ① 精神医療における人権の確保
都道府県・指定都市におかれている精神医療審査会の充実。
措置入院制度の調査検討。
 - ② 精神病床の機能分化
検討会を設置し、人員配置基準等について、検討。

- ③ 精神医療に関する情報提供
個々の病院・病院関係団体等による自主的な情報公開を期待。問題を有する精神科病院については、立入検査の結果等を公開。
- ④ 根拠に基づく医療の推進と精神医療の安全対策
治療ガイドラインの作成・普及。精神医療の特性を踏まえた安全対策についても検討を開始。
- 4) 精神保健医療福祉関係職種の確保と資質の向上
精神保健・医療・福祉に携わる医師、看護職員、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術者等について、確保と資質の向上を図る。
- 5) 心の健康対策の充実
 - ① 精神障害及び心の健康問題に関する健康教育等
地域、職域における健康教育とともに、文部科学省と連携して、児童等に対する啓発を推進。
 - ② 自殺予防とうつ病対策
自殺防止対策有識者懇談会の報告を踏まえ、地域、職域において、うつ病対策を中心とする自殺予防に着手。
うつ病の早期発見と適切な対応のため、地域保健医療関係者向けのマニュアルを作成・普及。
 - ③ 心的外傷体験へのケア体制
災害・事件に際し、適切に精神的ケアを実施する対応体制の確保。
 - ④ 睡眠障害への対応
適切な相談体制の確保。
 - ⑤ 思春期の心の健康
児童・思春期の心の健康問題に係る専門家の確保、地域における相談体制の充実等。
- 6) 精神保健医療福祉施策の評価と計画的推進
各種施策の進捗状況を定期的にまとめ、精神障害分会で評価・見直し。